

I C T機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業実施要綱

2 福保障地第970号
令和2年10月21日

(目的)

第1条 I C T機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業（以下「本事業」という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるI C T機器活用による生産性向上の取組を促進するため、都内に所在する訪問系の障害福祉サービス等を提供する事業所（以下「事業所」という。）におけるI C Tの導入を支援し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 都は、事業所がI C T機器を活用し福祉・介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム（以下「福祉・介護業務支援システム」という。）を新たに導入する場合に、別に定めるところにより、必要な費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(福祉・介護業務支援システムの機能等について)

第4条 福祉・介護業務支援システムは、事業所における福祉・介護業務の負担軽減に資するものである必要があることから、少なくとも下記の（1）から（3）までの機能は必ず搭載していなければならない。

（1）提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録できる機能

記録は、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供でき、かつ、5年間保存できる機能を有すること。

（2）（1）で記録した情報等を事業所内で共有できる機能

（1）で記録した情報、個別支援計画、事業所の勤務体制や予定表等、福祉・介護業務に必要な情報を事業所内で共有できる機能を有すること。

（3）事業所外で記録できる機能

事業所外においても（1）の記録機能を有すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。